

長野県立歴史館喫茶室カウンタースペースの貸付けに関する仕様書

物件の概要

(1) 場所

長野県立歴史館

(2) 所在地

長野県千曲市大字屋代260-6

(3) 貸付箇所

長野県立歴史館喫茶室カウンタースペース19.87㎡

(4) 飲食スペース

18.07㎡

但し、飲食スペースは共用とし、貸付の対象とはしない。飲食店利用客以外も使用できるものとする。

(5) 使用方法

行政財産（庁舎等）貸付による。

(6) 参考データ

勤務者数63人（令和8年（2026年）1月30日現在）

※委託事業従事者、併設人権啓発センター職員を含む

年間来館者数 約63,000人（令和6年度）

(7) インフラ整備等

電気、上下水道、LPガス配管、空調設備

運営条件

(1) 営業日

長野県立歴史館管理規則第2条（休館日）に定める日を除く日の範囲内とする。

※休館日①月曜日②祝日の翌日③12月29日から翌年1月3日

月曜日が祝日の場合は、その翌日。

その他、長野県立歴史館年間計画による休館日。

(2) 営業時間

午前9時から午後5時までの範囲内とする。

但し、12月から2月の間は開館時間の短縮のため午後4時まで。

(3) 施設内設備等の負担

賃貸借物件の内装等変更をする場合は、事前に財産管理者と協議し、承認を得ること。

また、退去時には事業者の責任と負担において賃貸借物件を点検し原状回復の後、返還をすること。

県設置設備以外の設備で運営に必要とするもの（一部厨房設備、計器、レジスター等調度備品類、消耗品類等）の設置及びLPガスの契約・接続は運営事業者の負担とする。

(4) 光熱水費の負担

事業者は行政財産の貸付けに係る使用料の他、営業に要した光熱水費（電気、上下水道料）を負担すること。光熱水費は設置済みの子メーター（有効期限内のもの）により計算された額に基づき、財産管理者の指定する金額を期限までに納付するものとする。なお、LPガス料金については、事業者が締結した契約に基づき、ガス事業者に直接支払うものとする。

(5) 清掃等管理について

賃貸借物件及び営業活動で使用した部分の清掃、消毒は運営事業者が行うものとする。ゴミの搬出、処理についても事業者の責任、負担で行うこと。

(6) 危機管理について

賃貸借物件における営業区画については、火災・地震その他災害、事故、盗難その他の不測の事態発生による一切の危険に備えるための損害保険に運営事業者の負担により加入すること。

(7) その他

- ・運営責任者を常駐させ、現場における業務の指揮監督に当たらせること。
- ・運営責任者を設置（変更）した場合は、財産管理者に報告し、施設の安全管理のため従業員名を提出すること。
- ・出前販売については、これを妨げない。ただし、前述の運営責任者の常駐を条件とする。
- ・食品衛生許可をはじめ、運営に必要なものは運営事業者の負担によるものとする。
- ・賃貸借物件の清掃、消毒及びごみの処理に関する費用は運営事業者の負担とする。
- ・害虫が発生することがないよう衛生管理には細心の注意を払うこと。
- ・賃貸借物件の経営を他社に委託、転貸することはできないものとする。
- ・食品衛生法、防災等の法令その他規則に基づき、適正に事業の運営を行うこと。また、食中毒等の事故が発生した場合や販売上のトラブルが発生した場合は運営事業者が責任を持って処理するとともに、財産管理者に報告をすること。
- ・利用者に配慮し、財産管理者に事前の了解なしに迷惑となるような騒音等を出さないようにすること。
- ・敷地内はすべて禁煙とし、店舗内及び店舗外に灰皿を設置することも不可とする。
- ・アルコール飲料の提供は認めないものとする。
- ・賃貸借物件内における政治、宗教、思想団体その他マルチビジネス等への勧誘行為は認めないものとする。また、それらの行為を発見した場合は速やかに財産管理者に報告をすること。
- ・この仕様書に定めのない事項は、協議のうえ決定するものとする。